



1. 消費税の軽減税率制度についてのお知らせ

2019年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



消費税率は 10%なの？ 8%なの？

2019年10月から **軽減税率制度** が実施され、消費税率が **10%**と**8%**の複数税率となります。



さて、次の中で、「**8%**」の対象になるのはどれでしょう？



大阪国税局・税務署

軽減税率の対象品目は「飲食料品」と「新聞」です！

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法上に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

軽減税率対象

軽減税率対象外

表の答えは ②⑤⑥でした。

飲食料品（食品表示法に規定する食品）
 人の飲用又は食用に供されるもの

①外食
 ②テイクアウト
 ③水道水
 ④酒類
 ⑤ミネラルウォーター
 ⑥宅配
 ⑦医薬品・医薬部外品

※ テイクアウトは「単なる飲食料品の譲渡」、宅配は「単に飲食料品を届けるだけのもの」であるので、軽減税率の対象となります。
 ※ 「食品」には「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれます。

2019年 10月 に向けて、準備を確認しましょう。

(2017年~2019年) 10月

準備期間 | 区分記載請求書等保存方式 | インボイス制度

□ 飲食料品・新聞を **販売（売上げ）** している
 → 販売商品が 10%か8%かの確認
 → 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと（10%及び8%）の合計額の記載
 → 複数税率に対応したレジ等の準備

□ 飲食料品・新聞を **購入（仕入れ）** している
 → 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
 → 購入商品を 10%と8%に区分して帳簿に記載

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9時～17時（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、
 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト
 「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



消費税軽減税率制度



はちべえ・じゅうべえの 軽減税率制度講座

2019年10月1日から

と同時に軽減税率制度
が実施されます！
対象品目は何だった？

いよいよ、消費税率が
10%に
引き上げられます！！

はちべえ

じゅうべえ

軽減税率対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

※ 詳細は、国税庁ホームページ、パンフレット等をご覧ください。

軽減税率対象品目の税率は **8%** です。

①

数字だけ見ていると
同じように見えるけど、
実は、違うのです！

?

Super keshi	
食品	10,000円
消費税等	800円
合計	10,800円

え？
違うの？

「当たらずといえども
遠からず」かな？

Super keshi	
2019年9月30日	
食品	10,000円
消費税等	800円
合計	10,800円

8%やったら
今までと
同じやね！

②

「この間は、同じ8%でも、
9月30日までと10月1日以降
とに分けて、整理をしないと
いけない」のです！

きんぎょ

2019年10月1日

旧税率 8%
消費税率
地方消費税率

6.3%
1.7%

標準税率10% 消費税率 7.8%
地方消費税率 2.2%

軽減税率 8% 消費税率 6.24%
地方消費税率 1.76%

消費税は、「国税の消費税」に
分けられます。

あ！
内訳が
違う！

④

旧税率・標準税率・軽減税率を
区分して経理することが必要！
ということをお覚えておいてください！

つまり、こういうこと！

わお！



旧税率はちべえ

分身!

⑤



⑥

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	<p>左記の記載事項に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇慶、仕出并当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

(軽減税率制度実施(2019年10月)後)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	〇,〇〇〇
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇慶、仕出并当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目
8%対象 ■■■■,■■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(※)への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

【参考】飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備



- ・売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・値札の付け替え、価格表示の変更準備



※ 売上げについても「区分経理」が必要です。
※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）



これまでは、①「帳簿（元帳等）」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿	帳簿（「区分経理」されたもの）
↓	↓
青色申告決算書等→所得税確定申告書	↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書
↓	↓
課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されています(同法は、令和3年3月31日まで適用されます。)。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。

※法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長されました。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

	転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
②	右欄の事業者等と継続的に取引を行っている 法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円(税抜) 〇〇円(税抜価格) 〇〇円(本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第5条(不当表示)の規定は適用しないこととされています。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)



事業主のみなさま

障がい者雇用のお悩み、ありませんか？

障がい者を雇用するのは初めて…。
障がい者雇用全般について知りたい。

雇用管理や職場定着の
ノウハウを学びたい。

障がい者の職域や職務を広げるため
にはどのような工夫をしたらよい？

障がい者雇用の先進事例や
好事例を学びたい。

障がい者への合理的配慮って
どのように取り組めばよい？



平成30年
4月から

障がい者の法定雇用率が引き上げられました

事業主区分	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
民間企業	2.0%	2.2%
特殊法人及び独立行政法人	2.3%	2.5%

対象となる事業主の範囲が広がりました。
民間企業は常用労働者**45.5人**以上、
特殊法人及び独立行政法人は常用労働者**40人**以上

※ 令和3年4月までには、更に「**0.1%**」引き上げられます。

平成28年
4月から

雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、 合理的配慮の提供が義務となりました

みなさまの障がい者雇用を支援します。お気軽にお問い合わせください！

大阪府障がい者雇用促進センター

大阪府中央区北浜東3-1 4エル・おおさか本館11階 電話06-6360-9077

大阪府障がい者雇用促進センターの事業主支援事業

ご利用は
全て無料です

◆ 専門家派遣

障がい者雇用のための様々な社内環境整備をサポートするため、事業主様のもとへ民間企業経営経験者などの障がい者雇用に詳しい専門家を派遣します。

《サポート内容》

- ・社内研修会や学習会の講師派遣
- ・特例子会社設立のサポート
- ・特例子会社や支援学校・訓練機関見学のコーディネート
- ・雇用事例の紹介、障がい特性理解の促進
- ・職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供 など

◆ 各種セミナー・職業訓練施設等見学会の開催

・障がい者雇用の経験が少ない事業主様を対象に、様々なセミナーや見学会を開催

《セミナー開催例》

- 精神障がい者雇用管理セミナー
- 雇用の分野での障がい者差別禁止・合理的配慮の提供義務についてのセミナー
- ・支援学校・障がい者職業訓練施設・障がい者雇用先進事業所の見学会を開催

◆ 職場実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主様と、実習希望者の橋渡しを行います。

◆ 職業紹介

事業主様と、求職中の障がい者の皆さん（職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等）とのマッチングを行います

＜このチラシの内容についてのお問い合わせ先＞

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階

大阪府商工労働部 雇用推進室
就業促進課 障がい者雇用促進グループ
（大阪府障がい者雇用促進センター）

Tel 06-6360-9077・9078

Fax 06-6360-9079



大阪府 障がい者雇用

検索

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>



～障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業を募集中！～

大阪府障がい者サポートカンパニー制度



障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業や団体を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録。その企業の取組みを広く周知するとともに、障がい者の採用や職場定着などに役立つ情報をお届けしています。ぜひご登録ください。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局

TEL/ 06-6443-5810

E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp